

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 航空移動業務の無線局の落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数について検査を受けなければならない。

A-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ B なければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

- | A | B |
|------------------------|------------|
| 1 通信事項、電波の型式、周波数、空中線電力 | 総務大臣の許可を受け |
| 2 通信事項 | 総務大臣に届け出 |
| 3 通信事項 | 総務大臣の許可を受け |
| 4 通信事項、電波の型式、周波数、空中線電力 | 総務大臣に届け出 |

A-3 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は同法第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。

A-4 次の記述は、無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作について述べたものである。電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条（無線設備の操作）第2項の総務省令で定める無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作は、次のとおりとする。

(1) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で A に関するもの

(2) 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの(注1)

注1 自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。

ア 無線方向探知に関する通信

イ B に関する通信

ウ 気象通報に関する通信(注2)

注2 イに掲げるものを除く。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

A	B
1 遭難通信	航空機の安全運航
2 遭難通信又は緊急通信	航空機の正常運航
3 遭難通信	航空機の正常運航
4 遭難通信又は緊急通信	航空機の安全運航

A-5 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、免許状に記載された目的又は A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、 B 、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。

② 次の(1)から(5)までに掲げる通信は、①の総務省令で定める通信（①の範囲を超えて運用することができる通信）とする。

(1) 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

(2) 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信

(3) 電波の規正に関する通信

(4) 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する海上移動業務、陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局との間で行う C

(5) (1)から(4)までに掲げる通信のほか、電波法施行規則第37条に掲げる通信

A	B	C
1 通信の相手方若しくは通信事項	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	当該免許人のための急を要する通信
2 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	遭難通信	当該免許人のための急を要する通信
3 通信の相手方若しくは通信事項	遭難通信	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信
4 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信

A-6 次の記述は、航空局等（注）の聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第147条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- ① 航空局等は、その **A** 中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書の規定による航空局等が聴守を要しない場合は、次のとおりとする。
- (1) 航空局については、 **B** で聴守することができないとき。
- (2) 義務航空機局については、責任航空局若しくは交通情報航空局がその指示した周波数の電波の聴守の中止を認めたととき又はやむを得ない事情により無線局運用規則第146条（航空局等の聴守電波）第3項に規定する **C** の電波の聴守をすることができないとき。
- (3) 航空地球局については、 **D** を取り扱っていない場合
- (4) 航空機地球局については、 **D** を取り扱っている場合は、現に通信を行っている場合で聴守することができないとき。

	A	B	C	D
1	運用義務時間	現に通信を行っている場合	1 2 1.5 MHz	航空機の安全運航又は正常運航に関する通信
2	運用許容時間	緊急の事態が発生した場合	1 2 1.5 MHz	航空機の安全運航に関する通信
3	運用許容時間	現に通信を行っている場合	1 2 1.5 MHz 又は 1 2 3.1 MHz	航空機の安全運航又は正常運航に関する通信
4	運用義務時間	緊急の事態が発生した場合	1 2 1.5 MHz 又は 1 2 3.1 MHz	航空機の安全運航に関する通信

A-7 次の記述は、航空機局に対する使用電波の指示について述べたものである。無線局運用規則（第154条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 責任航空局は、 **A** に対し、無線局運用規則第152条（周波数等の使用区別）の使用区別の範囲内において、当該通信に使用する電波の指示をしなければならない。ただし、同条の使用区別により当該航空機局の使用する電波が特定している場合は、この限りでない。
- ② 航空機局は、①により指示された電波によることを不相当と認めるときは、その指示をした責任航空局に対し、その指示の変更を求めることができる。
- ③ 航空無線電話通信網に属する責任航空局は、①による電波の指示に当たっては、 **B** をそれぞれ区別して指示しなければならない。
- ④ ③の責任航空局は、①及び③により電波の指示をしたときは、所属の航空無線電話通信網内の他の航空局に対し、 **C** を通知しなければならない。使用電波の指示を変更したときも、同様とする。

	A	B	C
1	通信圏内にあるすべての航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨
2	通信圏内にあるすべての航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨及び指示した電波の周波数
3	自局と通信する航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨及び指示した電波の周波数
4	自局と通信する航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨

A-8 次に掲げる事項のうち、一般通信方法における無線通信の原則に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。

A-9 次の記述は、航空移動業務における遭難通報のあて先について述べたものである。無線局運用規則（第169条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 A、責任航空局又は交通情報航空局その他適当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、 B ことができる。

- | A | B |
|------------------------|--------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | 2 以上の航空局にあてる |
| 2 最も近い距離にある航空局 | 2 以上の航空局にあてる |
| 3 最も近い距離にある航空局 | あて先を特定しない |
| 4 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あて先を特定しない |

A-10 次の記述は、航空移動業務における遭難通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第170条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 A（なるべく3回）に引き続き、できる限り、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次の(1)から(5)までに掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2) B 又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- (3) 遭難の種類
- (4) 遭難した C
- (5) 遭難した航空機の位置、高度及び針路

- | A | B | C |
|--------|-------------|-----------------|
| 1 警急信号 | 遭難した航空機の識別 | 航空機の機長の求める助言 |
| 2 遭難信号 | 遭難した航空機の識別 | 航空機の機長のとらうとする措置 |
| 3 遭難信号 | 遭難した航空機の運行者 | 航空機の機長の求める助言 |
| 4 警急信号 | 遭難した航空機の運行者 | 航空機の機長のとらうとする措置 |

A-11 次に掲げる事項のうち、航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局が執らなければならない措置に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちに航空交通管制の機関に緊急の事態の状況を通知すること。
- 2 通信可能な範囲内にある航空機局に緊急の事態の状況を通知すること。
- 3 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。
- 4 緊急の事態にある航空機を運行する者に緊急の事態の状況を通知すること。

A-12 次に掲げる事項のうち、免許人が総務大臣からその無線局の免許を取り消されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 2 電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の通知を受けた無線局がその検査を拒んだとき。
- 3 その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 4 免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。

A-13 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて、速やかに提示することができる場所に保管しておかななければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 総務大臣は、航空局の免許を与えたときは、免許状を交付する。

A-14 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときにとるべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 2 主管庁は、その管轄の下にある局が行った国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15.1号（不要な伝送の禁止等））の違反に関する情報を知った場合には、その事実を確認し、必要な措置を執らなければならない。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、これをその検査官の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、これをその違反をした者の属する国の主管庁に報告しなければならない。

B-1 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の ア 電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容される イ の値及び ウ の強度の許容値に適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて エ を与えるものであってはならない。
- ③ ②に規定する副次的に発する電波が エ を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が オ 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波の限度）の規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等 | 2 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等 |
| 3 占有周波数帯幅 | 4 必要周波数帯幅 |
| 5 スプリアス発射又は不要発射 | 6 寄生発射又は帯域外発射 |
| 7 電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障 | 8 他の無線設備の機能に支障 |
| 9 40ナノワット | 10 4ナノワット |

B-2 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- イ 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- ウ 義務航空機局においては、毎月1回以上その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- エ 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- オ 義務航空機局においては、毎日1回以上その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。

B-3 次に掲げる通信の通報のうち、無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、航空機の安全運航に関する通信の通報に該当するものを1、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものを2として解答せよ。

- ア 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- イ 航空機の運航計画の変更に関する通報
- ウ 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
- エ 当該航空機を運行する者から発する航行中の航空機に関し、急を要する通報
- オ 航空機の予定外の着陸に関する通報

B-4 次の記述は、航空局等の遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条、第70条の6及び第105条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、 ア 、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため イ に対して通報する等総務省令で定めるところにより ウ に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 エ 電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- ③ オ が遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 現に通信を行っている場合を除いて | 2 他の一切の無線通信に優先して |
| 3 通信可能な範囲内にあるすべての無線局 | 4 最も便宜な位置にある無線局 |
| 5 遭難通信の宰領 | 6 救助の通信 |
| 7 すべての | 8 遭難通信を妨害するおそれのある |
| 9 無線通信の業務に従事する者 | 10 無線従事者 |

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた無線局の免許人が、その指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- イ 無線局の免許人が検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときに、当該免許人から総務大臣に対し、その旨の報告があったとき。
- ウ 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）の規定により、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め臨時に電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- エ 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- オ 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により、その無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。

B-6 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う義務航空機局に備付けを要するものを1、備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 免許状
- イ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- ウ 電波法及びこれに基づく命令の集録
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続
- オ 無線従事者選解任届の写し